

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十二年十月二十二日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

第1 監査の請求

1 請求人

(略)

2 請求書の受付

平成22年9月3日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

ア 埼玉県総務部管財課の発注により、旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地において、平成21年8月20日から同月22日まで、破碎されたアスベスト含有建材を再生砕石から目視により選別し回収する工事「旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他工事」が実施された。

イ しかしながら、一部を回収したに過ぎず再工事となり、同地において平成22年1月18日から同年4月30日まで再生砕石の撤去工事（以下「全量撤去工事」という。）が実施され、1億3800万円を費やした。

ウ 先に実施した「旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他工事」（以工事であり不必要かつ不適切な支出である。

(2) 請求する措置の内容

総務部管財課長以下同課職員並びに本件に関連連座する全職員に、支払合計金額2,110,500円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

第2 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成21年8月20日から同月22日に実施された「旧浦和青年の家跡地における再生砕石の点検」及び関連する4件の支出を監査の対象とした。

2 監査対象機関

総務部管財課

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年9月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び請求人からの陳述があった。

請求人の陳述の際、同法第242条第7項の規定に基づき、総務部職員が立ち会った。

また、同日、総務部職員の陳述の聴取を行った。その際、同法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア さいたま市環境対策課が作成した「旧浦和青年の家・解体跡地のアスベストの指導経過について」という文書（以下「さいたま市文書」という。）に次の記述がある。

- ・平成21年8月11日、日本赤十字社（以下「日赤」という。）職員が来課し、「浦和青年の家跡地利用を考える会」の関係者が跡地内の再生砕石を分析調査したところ、石綿含有成型板が混入していた旨、また、石綿を含有する再生砕石の表層は30cmをすきとり搬出すると住民に説明している旨の報告と今後の対応についての相談があった。同課は、再生砕石の全量撤去などを指導した。

- ・同年8月17日、埼玉県管財課長、主査の2名が来課し、再生砕石の搬出をやめて、目視で石綿含有材を拾い除去する旨の報告を受けた。

イ 同年8月11日から17日の間で大幅に工事内容が変更され、8月20日には点検・除去作業が始まっている。石綿の確認からわずか10日間で発注された。作業内容も十分検討されないまま、とにかく急いで石綿含有建材がないことしようとして大急ぎで行ったことは明らかである。

ウ 現場の掲示板の工程表には、同年8月20日から同月22日の点検・除去作業中から、同月24日には日赤社屋の建設工事を再開する旨の記載があった。これは、3日間で除去をすべて終える考えであったことを示している。

エ 同月21日付けの日赤からの自治会回覧文書には、「県は8月20日から22日の3日間かけて、再生砕石（表土から深さ10センチ程度）に、同様の建材があるかどうかを点検し、含有の可能性のある物はすべて除去するよう進めています。」と、すべて除去すると書かれていた。

オ 回覧文書で「すべて除去する」と言っているが、県が実際に除去したのは16.6kgで、まだ採取していない場所があり、合計で31kgと推計している。全部取ると言っていないながら、半分しか取っていないことを県は自ら認めている。

カ 再生砕石は粒の大きさに一定の分布があり、使用されたRC-40では、今回の方法では採取が難しい20mm以下のものが50～80%入っている。県の推計には、この拾えない分は入っていない。再計算すると、約60kgの石綿含有建材があると推計される。すべてと言いつつながら1/4しか拾っていない。

さらに大きな問題は、2mm以下のものが5～25%含まれている。飛散性の高い石綿が粉状になっており、目視では全く除去できていない。これらを見逃し

て、すべて除去し、明後日から日赤工事を再開しますというのは、明らかにまやかして無駄な工事だった。これはその後、1億3800万円をかけて全量撤去工事を行わなくてはならなかったことで証明されている。

キ さいたま市文書には、平成21年8月25日、県管財課及び日赤の職員が来課し、日赤から、再生砕石の全量撤去を杭打ち工事などと併行して20日間位かけて進める工事計画案の提示があった旨記されている。このように、前の点検・除去作業が終わってわずか3日で全量撤去の再工事が計画されるという、ずさんな作業であった。

ク 全量撤去の再工事の住民説明会は同年10月27日で、再工事を決めてから1か月半以上も時間が掛っている。それくらい難しい工事であり、石綿の混入が判明した最初から1か月くらい時間を掛けて検討して工事してもよかった。結果的に、点検・除去作業を急いだために再工事になった。拙速で、不完全で、結果として無駄な作業であった。

ケ 石綿含有建材の入った再生砕石の除去工事は初めてのことなので、再三にわたり、専門家を入れた検討委員会を設置してほしい旨要望してきた。しかし、十分な検討がなされずに拙速に行われた。点検・除去作業は跡地全体ではなく、日赤に売却した土地だけで行われた。住民の安全のためではなく、あくまでも日赤の建設工事を速やかに進めるために行われた、不十分で、ずさんな作業だったと言わざるを得ない。

コ 本件に関連連座する職員については、埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則第4条の規定から、報告が上がったと推測される総務部副部長、総務部長、副知事、知事であると考えられる。

(2) 管財課の陳述の要旨

ア 石綿含有建材の混入が判明した平成21年8月当時、再生砕石を敷いてから2年半以上が経過していることもあり、混入していた原因は特定されず、県は土地を日赤に売却する前に敷きならした再生砕石の中に入っていた可能性が高いとの判断のもと、県が主体となって対処することとした。

イ 既に日赤が社屋の建設工事に着手しており、石綿含有建材が存在する場合は、工事によってこれらを破壊し石綿を飛散させる可能性が生じるものと考え、住民の不安等の解消を図るとともに、日赤の社屋建設工事の進捗にも配慮し速やかに対応した。

ウ まず当該地域において建築物等の解体に伴う石綿の飛散防止を管轄するさいたま市環境対策課に相談した。

本件のように敷地内に石綿含有建材が散在する場合の対処方法については、全国的に例がなく、またマニュアルや法的な規制が全くない状況であり、大気中の石綿濃度測定の実施と石綿含有の疑いのある建材の有無について点検を行いながら手拾いで除去することでさいたま市の了解を得た。

エ 県は日赤の協力のもと、現状の安全性の確認のため大気中の石綿濃度の測定を作業前・作業中・作業後に行いながら、石綿含有の疑いのある建材の分布状況について点検を行い、同時に含有の疑いのある建材の除去を行った。

- オ 再生砕石の表面に散在する石綿含有の疑いのある建材は確認後に手拾いし、表面より奥にあるものはジョレンを使用して再生砕石をかき分け、点検・除去する作業を石綿作業主任者を中心に行った。
- カ 敷地内の周辺部は概ね予定どおり作業を終えたが、敷地の中央部は日赤社屋建設のために、重機等が出入りすることから既に仮設鉄板が敷かれており、再生砕石が締め固まっていたため点検・除去は十分には行えなかった。
- キ 結果として、搬入した再生砕石の約半分の数量について点検・除去を行うことができ、回収した建材の量は16.6kgであった。
- ク 大気中の石綿濃度測定の結果は、三回とも法定の基準値（注）を下回り、一般地における濃度と同程度で、飛散が疑われる状況にはなかった。
- ケ 回収した建材の中からサンプル調査（3検体）を行い、いずれも石綿の含有を確認した。
- コ 点検・除去作業により、数量は少ないものの敷地全域にわたって石綿含有建材が分布していることなどが判明し、その後の工事実施に有益な情報等を得ることができた。また、全量撤去工事での石綿の飛散を最小限に抑えることができた。
- サ 手作業による点検・除去では十分に撤去できないことが判明したことや、大気中の石綿濃度測定の結果にかかわらず近隣住民の健康被害についての不安が非常に大きかったこと、さらに、さいたま市から、再生砕石の全量撤去について指導を受けたこと、県が搬入した再生砕石に石綿含有建材が含まれていた可能性が高いと考えられたこと、日赤から社屋の建設工事を円滑に進められるよう要請されたことなどを総合的に判断し、全量撤去工事を実施することとした。
- シ 石綿含有建材が混入した再生砕石の撤去工事は、全国的にも例がなく、またマニュアルや法的な規制がないため、さいたま市やさいたま労働基準監督署の指導を仰ぎながら行った。
- ス 当初は、飛散防止剤を使用して行う予定であったが、住民説明会における意見等を踏まえ、仮設テントを設置して行う工法に変更した。
撤去作業は、仮設テント（幅10.5m×奥行5.49m×高さ6.5m）を設置し、その中では負圧の集じん排気装置を稼働させるほか、作業時に水を噴霧し、十分な石綿の飛散防止対策を講じて行い、作業後は、テントの中で大気中の石綿濃度測定を行い、結果を確認した後、未撤去の場所に仮設テントを移動する方法を繰り返し行った。
また、石綿含有建材を含む再生砕石の処分については、近県に受け入れ可能な処分場がないことから、仙台市内の管理型処分場へ搬出した。
- セ 以上のことから、請求人が主張する「明らかな二重工事」でないことは明らかであり、住民の健康に配慮しつつ、全国的にも前例のない事案に適正な手続きを踏んで進めたものである。

（注）本件に適用される法定の基準はないが、参考として、大気汚染防止法で定める石綿製品製造事業所が遵守すべき敷地境界基準及びさいたま市生活環境の保全に関する条例の石綿含有建築材料が使用されている建築物等の解体作業

等の敷地境界基準（10本以下/リットル）を比較対象として、以下「法定の基準値」と表記する。

(3) 管財課の陳述に対する請求人の意見の要旨

さいたま市文書によると、市は当初平成21年8月11日に日赤に対し全量撤去を指導しているが、それに反して同月17日に管財課長らが目視で拾い除去することに変更している。管財課の陳述では、手拾いで除去することで市の了解を得たとしているが、状況の確認を求める。

第4 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、監査対象機関の説明、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 監査対象機関の説明

総務部管財課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成22年9月29日に監査を実施した。

- (1) 平成21年8月11日の日赤に対するさいたま市環境対策課の指導については、当時承知しておらず、点検・除去作業の実施に先立って、県が市から全量撤去を指導されたことはない。

同月17日に、管財課と日赤で市環境対策課を訪問し、全国的に例がなく、マニュアルや法的な規制が全くない本件の対処方法について協議した。その結果、大気中の石綿濃度測定の実施と含有の疑いのある建材の分布状況等把握のため目視による点検を行いながら手拾いで除去することについて市の了解を得た。市からは、出来る限り除去するよう求められたが、再生砕石全量撤去の指導はなかった。

- (2) 敷地の一部分で採取された3検体から石綿が検出されたことのみをもって、直ちに全量撤去工事を決定することは困難であり、全量撤去工事の要否を判断するには、分布状況等を把握するための点検作業は不可欠であった。

- (3) 同年8月25日に、管財課と日赤で市環境対策課を訪問し、点検・除去作業により点検できた量が全体の半分程度であったこと、手作業では十分に除去できないこと、大気中の石綿濃度測定の結果は一般地と変わらないものの、近隣住民の健康被害への不安が非常に大きいため配慮が必要であること等を報告した。

日赤からは、杭工事と併行して県に全量撤去工事を行ってほしいと要請があった。これに対し、県からは、杭の掘削時に再生砕石が掘削土と混じり合う可能性があり併行しての実施は難しい旨、また全量撤去工事には20日間位かかる旨説明した。

市からは、建物の解体工事に適用される「吹付け石綿等の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針」の趣旨を踏まえて、再生砕石の全量撤去と飛散防止対策等について指導があった。

(4) 全量撤去工事の住民説明会は、同年10月27日と12月2日に行い、1回目の説明会では、専門家を入れた検討委員会の設置、石綿吹付け材と同等の処理方法、飛散防止処理剤の有害性等についての意見が出された。2回目の説明会では、土壌中の石綿への対応、大気濃度測定位置、集じん機の24時間運転等についての意見が出された。

(5) 全量撤去工事では住民説明会の意見等を踏まえ、追加工事の発注と契約変更を繰り返し行った。

大きな変更として工法の変更がある。当初は、工事中の石綿の飛散防止対策として飛散防止剤を撒く予定であったが、これがアルカリ性であることから住民から土壌汚染を不安視する声が上がった。そのため、仮設テントで作業箇所を覆い負圧集じん機や散水で石綿の飛散対策をする工法に変更した。また、作業効率を上げるため、途中で仮設テントの数を増やしたことなどである。

2 事実関係

監査対象事項について、総務部管財課の監査及び関係書類の調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 本件に係る主な経緯

浦和青年の家及び岸町庁舎廃止から再生砕石の全量撤去工事完了までの主な経緯は、次表のとおりである。

年 月 日	内 容
平成16年 3月31日	浦和青年の家及び岸町庁舎を廃止
平成19年 2月28日	同施設を解体、敷地に再生砕石228m ³ を敷く。
平成20年 3月21日	跡地を日赤に売却
平成21年 6月23日	日赤が新社屋建設工事を着工
7月31日	近隣住民と石綿含有建材等の分析調査会社の職員が、敷地内で日赤職員立会いの下、石綿含有の疑いのある建材を3個採取した。 それぞれを2分割し、その一方を日赤職員が持ち帰った。
8月11日	上記近隣住民から、採取した建材から石綿が検出された旨、日赤に連絡があった。
8月13日	近隣住民が採取した建材の片割れ(3個)を日赤から県が譲り受け、石綿含有量を調査した。 その結果、3個とも基準値を超える量の石綿の含有を確認した。

	<p>検体 1 : クリソタイル 3.3%</p> <p>検体 2 : クリソタイル 3.9%</p> <p>検体 3 : クリソタイル 8.1%</p>
8月17日	<p>県、さいたま市、日赤が対応を協議した。</p> <p>県から、大気中の石綿濃度の測定、石綿含有の疑いのある建材の分布状況等を把握するための目視による点検及び当該建材の手作業による除去・回収を行うことを市に報告し、市の了解を得た。</p>
8月19日	<p>作業前の大気中の石綿濃度測定を実施（日赤実施）</p> <p>0.3本未満/リットル（法定の基準値を下回る）</p>
8月20日 ～8月22日	<p>石綿含有の疑いのある建材の分布状況等の点検・除去作業を実施した。（建材約16.6kgを回収）</p>
8月21日	<p>日赤が調自治協力会会員あてに、点検・除去作業等について報告する回覧文書を配付した。</p>
8月22日	<p>作業中の大気中の石綿濃度測定を実施</p> <p>0.3本未満/リットル（法定の基準値を下回る）</p>
8月24日	<p>作業後の大気中の石綿濃度測定を実施</p> <p>0.3本未満/リットル（法定の基準値を下回る）</p>
8月25日	<p>点検・除去作業の結果を踏まえ、県、さいたま市、日赤が今後の対応を協議した。県はさいたま市から再生砕石の全量撤去を指導された。</p>
8月26日	<p>8月20日～8月22日に回収した石綿含有の疑いのある建材の石綿含有量を調査し、含有を確認した。</p>
10月9日	<p>再生砕石の全量撤去工事を契約</p>
10月27日	<p>全量撤去工事の住民説明会（第1回）</p>
12月2日	<p>全量撤去工事の住民説明会（第2回）</p>
12月24日	<p>再生砕石の全量撤去工事（追加工事）を契約</p>
平成22年 1月18日	<p>全量撤去工事着工（仮設テントの組立て開始）</p> <p>作業前の大気中の石綿濃度測定を実施</p> <p>0.3本未満/リットル（法定の基準値を下回る）</p>
1月21日	<p>一部住民から全量撤去工事の差止仮処分申請がなされた。</p>
3月12日	<p>3回の審尋を経た後、全量撤去工事の差止仮処分申請が却下された。</p>
4月30日	<p>再生砕石の全量撤去工事完了</p>
5月17日	<p>日赤へ引渡し</p>

（2）点検・除去作業の概要

平成21年8月20日から同月22日に実施された「旧浦和青年の家跡地における再生砕石の点検」及び関連する4件の支出の概要は次のとおりである。

① 「旧浦和青年の家跡地における再生砕石の点検」	
目 的	日赤に売却した土地全域における再生砕石中の石綿含有の疑いのある建材の分布状況等の把握及び除去
業務内容	再生砕石の表面に散在する石綿含有の疑いのある建材は目視確認後に手拾いする。さらに、表土から平均層厚7～8 cmまでジョレンを使用して掻き分け、同様に点検・除去する。
期 間	平成21年8月20日から同月22日
面 積	約2,500㎡（日赤社屋建設工場の現場事務所等部分を除いた面積）
回 収 量	石綿含有の疑いのある建材 約16.6キログラム
作 業 員	延べ26人（石綿作業主任者を中心に実施）
支 出 額	630,000円
② 「旧浦和青年の家跡地における再生砕石の点検のための仮設材移動復旧」	
業務内容	点検作業を実施するための、仮設敷鉄板（日赤の新社屋建設工事のために敷かれた仮設鉄板）の移動復旧作業
期 間	平成21年8月20日から同月22日
数 量	482㎡
支 出 額	525,000円
③ 「旧浦和青年の家跡地における大気中アスベスト濃度測定業務（作業中）」	
業務内容	再生砕石の点検作業中の大気中の石綿濃度を測定する業務
期 間	平成21年8月22日から同年9月1日
採 取 日	平成21年8月22日
測定濃度	0.30本未満/リットル（法定の基準値：10本以下/リットル）
支 出 額	212,625円

④ 「旧浦和青年の家跡地における大気中アスベスト濃度測定業務（作業後）」	
業務内容	再生砕石の点検作業終了後の大気中の石綿濃度を測定する業務
期 間	平成21年8月24日から同年9月1日
採 取 日	平成21年8月24日
測定濃度	0.30本未満/リットル（法定の基準値：10本以下/リットル）
支 出 額	490,875円
⑤ 旧浦和青年の家跡地における再生砕石のアスベスト含有調査委託（その2）」	
業務内容	平成21年8月20日から22日の間に回収した石綿含有の疑いのある建材の石綿含有量調査業務
期 間	平成21年8月26日から同年9月2日
検 体 数	3検体
含 有 率	1 クリソタイル 4.3% 2 クリソタイル 3.7% アモサイト 1.4% 3 クリソタイル 2.8%
支 出 額	252,000円
合 計 額	①+②+③+④+⑤=2,110,500円

(3) 点検・除去作業の結果

ア 敷地内の周辺部は概ね予定どおり点検・除去を行えたが、敷地の中央部は日赤社屋建設のために重機等が出入りするための仮設鉄板が敷かれており、再生砕石が締め固まっていたため点検・除去が困難であった。

結果として、搬入した再生砕石（228m³）の約半分の数量（管財課の推計）について点検・除去が行われ、石綿含有の疑いのある建材16.6kgを回収した。

イ 回収した建材の中からサンプル調査（3検体）を行い、いずれも石綿の含有を確認した。

ウ 石綿含有建材は、数量は少ないが敷地全般に分布していることが判明した。

エ 作業中、作業終了後の大気中の石綿濃度は、いずれも法定の基準値を下回った。

(4) 全量撤去工事の概要

平成22年1月18日から同年4月30日まで実施された再生砕石の全量撤去工事の概要は次のとおりである。

① 「40 旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事」	
目 的	再生砕石の全量撤去
工事内容	再生砕石（石綿含有建材・土を含む）の撤去処分、大気中の石綿濃度測定、土壌環境測定、仮囲い組立て、盛替え、解体作業
期 間	平成21年10月9日から平成22年4月30日 （工事着手日：平成22年1月18日）
面 積	約3,174㎡
処分量	再生砕石 263㎥（県搬入228㎥、日赤搬入35㎥）、土 321㎥
大気濃度 測定結果	○工事着工前 敷地内：0.3本未満/リットル 周辺地域：0.056本未満～0.11本/リットル ○工事完了後 敷地内：0.3本未満/リットル 周辺地域：0.056本未満～0.056/リットル （※測定結果の一部を記載した。）
土壌環境 測定結果	石綿不検出
支出額	98,448,000円
② 「57 40 旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事（追加工事）」	
目 的	再生砕石の全量撤去工事に伴う飛散防止対策
工事内容	再生砕石（石綿含有建材・土を含む）撤去作業に伴う、飛散防止対策用仮設テントの設置・移動・解体工事
期 間	平成21年12月24日から平成22年4月30日 （工事着手日：平成22年1月18日）
支出額	40,288,500円
合計額	①+②=138,736,500円

(5) 全量撤去工事の具体的な施工方法（施工計画書から）

- ア 作業前に敷地境界、周辺部の石綿濃度測定を行う。
- イ 作業前に土壌環境測定を行う。
- ウ 作業前に再生砕石を（表層、中層、土に接する面の3か所）採取し分析を行う。
- エ 再生砕石を撤去する場所に石綿飛散防止養生シートの上から仮設テントの組立てを行う。
- オ 仮設テント内の天井、壁部分に単管下地組を行いプラスチックシートで室内養生を行う。
- カ 負圧除じん装置を設置する。
- キ 小型の電動式ミニバックホウを仮設テント内に搬入する。
- ク 前室を設置する。
- ケ 仮設テント及び前室において気密性を取るためプラスチックシート、ガムテープ等を用いて気密性にする。
- コ テントの裾にシートを貼り付け、土と接する部分を土のう等で押さえて敷地にすでに敷き詰めてあるシートに接着テープで固定し気密性を確保する。
- サ 仮設テント内の負圧をかけ作業を行う。（記録式マイクロマンオメーターで負圧状態を確認する。）
- シ 仮設テント内を水で噴霧しながら、既存石綿飛散養生シートを撤去する。
- ス 作業は手作業を中心とするが、再生砕石が固く締まった部分等は小型の重機による作業を行う。なお、その際は水の噴霧や負圧集じん機による飛散防止装置を合わせて行う。
- セ 負圧除じん装置を動かしながら再生砕石、土を集積する（仮設テント内作業中は、常に水を噴霧しながら作業を行う。）
- ソ 小型電動式ミニバックホウのキャタピラーが再生砕石面に接しないようにコンパネ、ゴムマット等で養生を行う。
- タ 再生砕石を取り除いた後、土（厚さ50ミリ程度まで）は作業員の手作業で所定の深さまで床付けを行う。
- チ 仮設テント内で作業中、負圧除じん装置排気出口付近で石綿濃度測定を行い、石綿濃度測定値が法定の基準値以下であることを確認する。
- ツ 再生砕石・土が適宜な量が集積した後、ミニバックホウ・手作業でフレコンに詰め込む。
- テ 再生砕石撤去完了後仮設テント内の清掃を行う。天井、壁部分は、エアレス（空気圧縮機）でプラスチックシート面を吹き清掃を行う。小型電動式ミニバックホウ搬出の際は、エアレス（空気圧縮機）、真空掃除機、濡れウエス等で掃除を行いながら搬出する。
- ト 仮設テントの移動は、ちり、ほこりが飛散しないように水を噴霧しながら移動式クレーンを使用して作業を行う。
- ナ 再生砕石撤去作業中の石綿濃度測定は敷地境界4方向と負圧除じん装置の排気出口付近及び周辺部について3回行う。敷地から約200m程度の道路上で行う。また、環境用仮設テント内においても、適宜石綿濃度測定を行う。
- ニ 敷地内に再生砕石、土を詰めたフレコンを集積し一時保管する場合は、養生シートで安全に保管する。フレコンがある程度たまり次第、産業廃棄物運搬車に積

み込んで管理型の最終処分場に搬入を行い埋め立て処分とする。フレコンを産業廃棄物運搬車に積み込む作業中は移動式クレーンを用いて行い、ちり、ほこりが飛び散らないように適宜水で噴霧作業を行う。

ヌ 再生砕石に影響しないよう、敷地内の仮囲いは、作業中適宜に撤去復旧の繰り返し作業を行う。

ネ 敷地内の既存の敷き鉄板移動作業は、水を噴霧しながら移動式クレーンを用いて行う。敷き鉄板移動作業後、水を噴霧を十分行った後、石綿粉じんが飛散しないように養生シートを敷き込む。(既存の現場事務所撤去作業時と同じ作業とする。)

ノ 敷地内の再生砕石撤去完了後、土壌環境分析 6 検体を採取し分析を行う。

3 監査対象事項に対する判断

請求人は、「旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他工事は、明らかな二重工事であり不必要かつ不適切な支出である。」と主張している。

そこで、以下に請求人の主張について判断する。

点検・除去作業（平成21年8月20日から同月22日に実施された「旧浦和青年の家跡地における再生砕石の点検」及び関連する4件の支出）及び全量撤去工事（平成22年1月18日から同年4月30日に実施された「40旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事」及び「5740旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事（追加工事）」）については、前記2事実関係において確認したとおり、作業（工事）の目的及び内容が異なっており、事業費及び実施期間等にも格段の相違がある。

点検・除去作業と全量撤去工事は、石綿含有建材が混入した再生砕石の撤去という前例のない工事を実施するための事前調査と撤去工事という一連の流れと理解することができる。

したがって、前者が不必要・不適切であったために再工事として後者が実施され、二重工事であるとの主張に合理性は認められない。

また、点検・除去作業を必要性等の面から考える。

再生砕石への石綿含有建材の混入が確認された平成21年8月11日当時、本件敷地の当該混入に関して県が有していた情報としては、住民等が採取した3検体から石綿が検出された事実のほかは、県の発注により搬入された再生砕石の総量が228m³であること等に限られていた。

そこで、敷地における石綿含有建材の分布状況や大気中の飛散濃度など、安全性の確認や安全確保対策等を講じるために不可欠な現状把握を早急に行う必要があった。点検・除去作業はこうした必要性から速やかに実施されたものと認められる。そして

当該作業の結果は次の段階の対処方策を決める主要な判断材料として用いられ、全量撤去工事の実施が決定された。

また、近隣住民の健康被害の恐れや不安の軽減等を考えれば、点検・除去作業の中で実施された石綿含有疑いのある建材を手作業で除去したこと、回収した建材について石綿含有の有無を分析したこと及び大気中の石綿濃度を測定した一連の作業が不必要で不適切であったとは考えられない。

平成22年1月18日からの全量撤去工事では、住民説明会を2回開催し、そこで出された住民からの要望に応えるため、工期の延長や予算の増額を行い、工事内容を変更して住民の安全に対応したものと認められる。

したがって、「旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他工事合計金額2,110,500円は、明らかな二重工事であり不必要かつ不適切な支出である。」とする請求人の主張には理由がない。

資料

職員措置請求書

埼玉県監査委員 殿

平成22年9月3日

旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他に関して

請求の趣旨

埼玉県総務部管財課の発注により、旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地に於いて、平成21年8月20日より同月22日まで、破碎されたアスベスト含有建材を再生砕石より目視により選別し回収する工事「旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他工事」が実施された。しかしながら、一部を回収したに過ぎず再工事となり、同地に於いて平成22年1月18日より同年4月30日まで再生砕石の撤去工事が実施され、1億3800万円を費やした。

「旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他工事」合計金額2,110,500円は、明らかな二重工事であり不必要かつ不適切な支出である。拙速かつ思慮を欠いた工事を発注した埼玉県総務部管財課長以下同課職員並びに本件に関連連座する全職員に、支払合計金額2,110,500円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求

します。

事実証明書（資料名を記載、内容は略）

別紙1	「送付票」（種別：財務 兼命令、文書番号：094200183494000000） 旧浦和青年の家跡地における再生砕石の点検	
別紙2	支出命令 起案年月日 H21/09/16 支出予定日 H21/09/17 旧浦和青年の家跡地における再生砕石の点検	¥630,000
別紙3	「送付票」（種別：財務 兼命令、文書番号：094200183508000000） 旧浦和青年の家跡地における再生砕石の点検のための仮設材移動復	
別紙4	支出命令 起案年月日 H21/09/16 支出予定日 H21/09/17 旧浦和青年の家跡地における再生砕石の点検のための仮設材移動復	¥525,000
別紙5	「送付票」（種別：財務 兼命令、文書番号：094200183532000000） 旧浦和青年の家跡地における大気中アスベスト濃度測定業務（中）	
別紙6	支出命令 起案年月日 H21/09/16 支出予定日 H21/09/17 旧浦和青年の家跡地における大気中アスベスト濃度測定業務（中）	¥212,625
別紙7	「送付票」（種別：財務 兼命令、文書番号：094200183533000000） 旧浦和青年の家跡地における大気中アスベスト濃度測定業務（後）	
別紙8	支出命令 起案年月日 H21/09/16 支出予定日 H21/09/17 旧浦和青年の家跡地における大気中アスベスト濃度測定業務（後）	¥490,875
別紙9	「送付票」（種別：財務 兼命令、文書番号：094200172480000000） 旧浦和青年の家跡地における再生砕石のアスベスト含有調査委託（その2）	
別紙10	支出命令 起案年月日 H21/09/08 支出予定日 H21/09/10 旧浦和青年の家跡地における再生砕石のアスベスト含有調査委託2	¥252,000
		合計 ¥2,110,500

上記別紙9及び別紙10については、別紙11及び別紙12で支出更正されている。
更正の理由で支払項目の変更として、委託料→役務費とされた。

別紙11	「送付票」（種別：財務 支出更正、文書番号：0997000012600000） 旧浦和青年の家跡地における再生砕石のアスベスト含有調査委託（その2）	
別紙12	支出命令 起案年月日 H21/09/16 支出予定日 H21/09/17 旧浦和青年の家跡地における再生砕石のアスベスト含有調査委託（その2）	¥252,000
別紙13	産経新聞 平成21年9月3日	
別紙14	毎日新聞 平成22年6月30日	

以上

陳述時に提出のあった資料

別紙15 『日経エコロジー 2010年3月』 「再生砕石にアスベストが混入」

別紙16 「旧浦和青年の家・解体跡地のアスベストの指導経過について」
さいたま市 環境対策課 環環対002928 平成21年8月27日

別紙17 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則

別紙18 回議書 「旧浦和青年の家跡地における再生砕石の点検」
平成21年8月19日 文書番号第611号

別紙19 回覧 平成21年10月16日 調自治協力会会員宛

以上